

イオンカードセレクトご家族カード約款

本約款は、イオンカードセレクトご家族カード会員と株式会社イオン銀行（以下、「当行」という）との間の、イオンカードセレクトご家族カードに関する取り決めについて定めるものです。なお、本約款は「イオンカード会員規約」の特約であり、同規約の定めと本約款の定めが異なる場合は、本約款の定めが優先して適用されます。

第1条 イオンカードセレクトご家族カード

- イオンカードセレクトご家族カードとは、イオンカードセレクトまたはイオンゴールドカードセレクトの発行を受けた本人会員の家族会員に発行されるカード（以下、「ご家族カード」という）のことをいいます。
- イオンカードセレクトとは、「イオンカード・イオンバンクカード・WAON 一体型カード特約」に定める「イオンカード・イオンバンクカード・WAON 一体型カード」の機能を一体化し、発行されるカードをいいます。
- イオンゴールドカードセレクトとはイオンカードセレクトのうち、ゴールドカードとして発行されるカード（以下、イオンカードセレクトとあわせて「本人カード」と総称する）をいいます。
- 「イオンカード会員規約」、「個人情報収集・保有・利用・提供に関する同意条項」、「イオンカードセレクトご家族カード WAON 利用特約」「保証委託約款」「個人情報の取扱いに関する同意書（保証委託先）」および本約款を承認のうえ、当行に本人会員がご家族カードの利用を申し込み、当行が認めた者に対し、ご家族カードを発行するものとします。

第2条 ご家族カードの特典

- 当行が定めた特典を家族会員に対し提供します。特典の内容については店頭のパンフレット等に記載します。
- 本人会員に対しイオンカードセレクト以外のカードが発行される場合は、所定の時期をもって特典の提供を終了します。
- 当行は、特典の内容について事前に通知することなく変更・中止する場合があります。

第3条 有効期限

- ご家族カードの有効期限は、当行が指定する日とし、ご家族カード上に表示された月の末日までとします。
- 家族会員より脱会の申し出がなく、当行が引き続いて会員と認める場合は、有効期限を更新した新しいカード（以下、「更新カード」という）を発行し、貸与します。更新カードを発行する時期は次のいずれかの理由により当行が定めるものとします。
 - 有効期限が到来するとき
 - ご家族カードの機能に変更があるとき
 - ご家族カードのデザインに変更があるとき
 - その他当行が必要と認めたとき
- 本人カードのクレジットカード機能の利用停止または利用資格の取消により本人カードが更新されなかった場合には、ご家族カードの更新カードは発行いたしません。

第4条 利用停止等

- 本人カードまたはご家族カードのクレジットカード機能の利用停止または利用資格の取消の場合には、当行は家族会員に事前に通知・催告等することなく、ATMや当行の加盟店等を通じて、ご家族カードを回収することができるものとします。

イオンカードセレクトご家族カード WAON 利用特約

本特約は、お客さまと株式会社イオン銀行（以下、「当行」という）との間の、イオンカードセレクトご家族カードに付与される WAON 機能に関する取り決めについて定めるものです。

第1章 総則

第1条 本特約の効力

本特約は、「イオン銀行 WAON 利用規定」「イオン銀行 WAON チャージ規定」「イオン銀行 WAON ポイント規定」および「イオンカードセレクトご家族カード約款」の特約であり、これらの規定・約款の定めと本特約の定めが異なる場合は本特約の定めが優先され、イオンカードセレクトご家族カードの WAON 機能について本特約に特段の定めがない場合には、「イオン銀行 WAON 利用規定」「イオン銀行 WAON チャージ規定」「イオン銀行 WAON ポイント規定」を準用するものとします。

第2条 定義

本特約において使用する用語の定義は次のとおりとします。

- イオンカードセレクトご家族カード 「イオンカードセレクトご家族カード約款」に定めるカードのことをいいます。
- クレジットチャージ お客さまが当行所定の事業者端末を利用してイオンカードセレクトご家

(3) オートチャージ

(4) WAON 端末

①事業者端末

②利用者端末

- 前項に定めるもののほか、本特約における用語の定義は「イオン銀行 WAON 利用規定」「イオン銀行 WAON チャージ規定」「イオン銀行 WAON ポイント規定」において定義する意味を有するものとします。

第2章 チャージ

第3条 チャージの利用方法等

- イオンカードセレクトご家族カードの WAON のチャージは、現金によるチャージおよびクレジットチャージとし、銀行チャージはご利用いただけません。
- お客さまは、あらかじめ特段のお申込みをすることなく、クレジットチャージを行うことができます。
- クレジットチャージを行うことができる事業者端末の利用時間は、WAON 事業者が別途定めるものとします。
- お客さまがクレジットチャージを行うときは、事業者端末の画面表示等の操作手順に従い、事業者端末にイオンカードセレクトご家族カードを接触させ、届出のクレジットカード機能の暗証番号およびチャージ金額を正確に入力してください。
- お客さまは、チャージ後の WAON 残高が WAON 利用可能残高の上限金額を超えない範囲内においてクレジットチャージを行うことができます。
- クレジットチャージ実施時における売上票への署名は省略します。
- クレジットチャージは、クレジットカード機能によるショッピング一回払いとします。
- 前項に関わらず、お客さまは「イオンカード会員規約」第24条に定めるお支払方法の変更サービスを申し入れることができるものとします。

第3章 オートチャージ

第4条 オートチャージの利用方法等

- イオンカードセレクトご家族カードの WAON オートチャージは、予めお客さまが設定した金額がクレジットカード機能により自動的にチャージされることとなります。
- オートチャージを希望されるお客さまは、所定の方法により当行にお申込みください。
- お客さまは、実行判定額および入金実行額の新規設定および変更ならびにオートチャージの利用停止を行う場合には、当該機能を有する事業者端末により行うこととします。なお、実行判定額は49,000円を限度とし、入金実行額は49,000円を限度として（ただし、実行判定額と入金実行額の合計額が WAON 利用可能残高の上限金額を超えることはできません）、それぞれ1,000円単位で当行所定の事業者端末で設定または変更ができるものとします。
- オートチャージ実施時における売上票の署名は省略します。なお、オートチャージにかかるサービスは、当行および WAON 加盟店が認めた場合を除き、お客さまによる正当な利用として取り扱うこととします。

第5条 オートチャージに係る制限事項等

- オートチャージ実施後の WAON 残高が商品、役務その他のお取引の代金に満たない場合であっても、一旦実施したオートチャージの

族カードを用いて指定した金額をクレジットカード機能により当該金額をイオンカードセレクトご家族カードにチャージすること
お客さまがあらかじめ希望することにより、イオンカードセレクトご家族カードの利用に際し、WAON 利用後の WAON 残高がお客さまの設定金額（以下、「実行判定額」という）未満になるときに、イオンカードセレクトご家族カードのクレジットカード機能によりあらかじめお客さまが設定した金額（以下、「入金実行額」という）が自動的にチャージされること

WAON のチャージ、利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理することができる端末の総称であって、次に定めるものの総称
WAON のチャージ、利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理することができる端末の総称であって、WAON 事業者が管理するもの
WAON のチャージ、利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理することができる端末の総称であって、お客さまが管理するもの

2. 前項に定めるもののほか、本特約における用語の定義は「イオン銀行 WAON 利用規定」「イオン銀行 WAON チャージ規定」「イオン銀行 WAON ポイント規定」において定義する意味を有するものとします。

第2章 チャージ

第3条 チャージの利用方法等

1. イオンカードセレクトご家族カードの WAON のチャージは、現金によるチャージおよびクレジットチャージとし、銀行チャージはご利用いただけません。
2. お客さまは、あらかじめ特段のお申込みをすることなく、クレジットチャージを行うことができます。
3. クレジットチャージを行うことができる事業者端末の利用時間は、WAON 事業者が別途定めるものとします。
4. お客さまがクレジットチャージを行うときは、事業者端末の画面表示等の操作手順に従い、事業者端末にイオンカードセレクトご家族カードを接触させ、届出のクレジットカード機能の暗証番号およびチャージ金額を正確に入力してください。
5. お客さまは、チャージ後の WAON 残高が WAON 利用可能残高の上限金額を超えない範囲内においてクレジットチャージを行うことができます。
6. クレジットチャージ実施時における売上票への署名は省略します。
7. クレジットチャージは、クレジットカード機能によるショッピング一回払いとします。
8. 前項に関わらず、お客さまは「イオンカード会員規約」第24条に定めるお支払方法の変更サービスを申し入れることができるものとします。

第3章 オートチャージ

第4条 オートチャージの利用方法等

1. イオンカードセレクトご家族カードの WAON オートチャージは、予めお客さまが設定した金額がクレジットカード機能により自動的にチャージされることとなります。
2. オートチャージを希望されるお客さまは、所定の方法により当行にお申込みください。
3. お客さまは、実行判定額および入金実行額の新規設定および変更ならびにオートチャージの利用停止を行う場合には、当該機能を有する事業者端末により行うこととします。なお、実行判定額は49,000円を限度とし、入金実行額は49,000円を限度として（ただし、実行判定額と入金実行額の合計額が WAON 利用可能残高の上限金額を超えることはできません）、それぞれ1,000円単位で当行所定の事業者端末で設定または変更ができるものとします。
4. オートチャージ実施時における売上票の署名は省略します。なお、オートチャージにかかるサービスは、当行および WAON 加盟店が認めた場合を除き、お客さまによる正当な利用として取り扱うこととします。

第5条 オートチャージに係る制限事項等

1. オートチャージ実施後の WAON 残高が商品、役務その他のお取引の代金に満たない場合であっても、一旦実施したオートチャージの

- 取消しはできないものとします。
2. チャージ後のWAON残高がWAON利用可能残高の上限金額を超えることとなるときは、当該上限金額の範囲内においてオートチャージが実施されます。
 3. オートチャージを実施することによりイオンカードセレクトご家族カードのクレジットカード機能によるショッピングの利用限度額を超えることとなるときは、オートチャージは一切実施されません。

第4章 その他

第6条 盗難・紛失

お客さまがイオンカードセレクトご家族カードを盗まれもしくは紛失された場合、直ちに当行にお届ください。この場合、当行およびWAON事業者は、クレジットチャージおよびオートチャージの停止措置をとりまします。

第7条 免責事項

1. 前条に基づくクレジットチャージおよびオートチャージの停止措置までに、クレジットチャージまたはオートチャージにより、ショッピング一回払いとして請求された金額については、当行およびWAON事業者はその責任を負わないこととします。
2. クレジットチャージまたはオートチャージが実施できないことによりお客さまに生じる不利益、損害については、当行およびWAON事業者はその責任を負わないこととします。

第8条 更新カードの取扱

1. お客さまは、イオンカードセレクトご家族カードの再発行、有効期限の到来、氏名変更およびクレジットカード機能の利用停止等により、新しいイオンカードセレクトご家族カード（以下、「更新カード」という）が送付された場合には、所定の手続に従い、お客さまが既に保有するイオンカードセレクトご家族カード（以下、「旧カード」という）のWAONおよびWAONポイントの残高を更新カードに移行またはWAONおよびWAONポイントの残高が0になるまでご利用ください。なお、この移行手続きをとらなかったことに伴う不利益・損害等については、当行は責任を負わないものとします。

第9条 クレジットチャージまたはオートチャージの停止

当行またはWAONブランドオーナーが必要と認めた場合には、何らの通知催告なくして、クレジットチャージまたはオートチャージにかかるサービスの全部または一部を停止することがあります。

第10条 特約の改廃

当行は、お客さまの事前の承諾なく本特約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は、変更日および変更内容を、当行のホームページへの掲示、その他所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

イオン銀行 WAON 利用規定

第1条 目的

1. 本規定は、イオン株式会社管理および運営する電子マネー「WAON」による取引について規定するもので、次条に定義するWAON発行者であり、かつ、カード発行者である株式会社イオン銀行（以下「当行」といいます。）が、次条に定義するイオンバンクカードによる「WAON」の取引について本規定を定めるものとし、次条に定義するお客さまは、本規定に従い取引をしていただきます。
2. 本規定に別段の定めがない事項については、当行所定の取引規定（個人）、キャッシュカード規定（個人）、その他イオンバンクカードに関連する諸規定（以下「関連規定」といいます。）が適用されます。なお、関連規定または他のWAONカードに係るWAON利用約款と本規定の内容が抵触するときは、本規定が優先して適用されます。

第2条 定義

本規定において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) WAON 本規定に基づきWAON発行者が発行した円単位の金額についての電子情報であって、本規定に基づきお客さまがWAON加盟店との間の商品の購入、役務提供その他の取引における代金の支払に利用することができるもの
- (2) WAONカード WAONを記録することができるカード
- (3) イオンバンクカード 当行の総合口座に係るキャッシュカードの機能とWAONの機能が一体となったWAONカード
- (4) WAONサービス お客さまがWAON加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引において本規定に従ってWAONを利用した場合に、利用されたWAON相当額についてWAON発行者がWAON加盟店に対して代金の支払を行うサービス
- (5) WAONマーク WAONカード、WAON加盟店、WAON端末等、WAONサービスに係るものであるものに使用される商標
- (6) チャージ WAONカードに記録されたWAONの金額を加算すること
- (7) 銀行チャージ お客さまが当行所定の現金自動入金機またはWAONブランドオーナーのWAONサービスに係るホームページ

を利用してイオンバンクカードを用いてお客さまの指定した金額を普通預金口座から引出すとともに当該金員をイオンバンクカードにチャージすること

- (8) オートチャージ お客さまがあらかじめ希望することにより、イオンバンクカードの利用に際し、WAON利用後のWAON残高がお客さまの設定金額未満となるときに、お客さまの設定した金額が自動的にお客さまの普通預金口座から引落とされ、イオンバンクカードにチャージされること
- (9) お客さま WAONの保有者であって、本規定に基づきWAONを利用する方
- (10) WAONブランドオーナー WAONを管理および運営する主体としてのイオン株式会社
- (11) WAON発行者 WAONブランドオーナーとの契約によりWAONを発行者する事業者（当行を含む。）
- (12) カード発行者 WAONブランドオーナーとの契約によりWAONカードを発行者する事業者（当行を含む。）
- (13) WAON加盟店 お客さまが本規定に従って商品の購入、役務の提供その他の取引においてWAONを利用することができる事業者
- (14) WAON事業者 WAONブランドオーナー、WAON発行者、カード発行者およびWAON加盟店の総称
- (15) WAON端末 WAONのチャージ、利用、残高照会、利用履歴等のWAONの電子情報を処理することができる端末の総称であって、次に定めるものの総称
 - ① 事業者端末 WAONのチャージ、利用、残高照会、利用履歴等のWAONの電子情報を処理することができる端末の総称であって、WAON事業者が管理するもの
 - ② 利用者端末 WAONのチャージ、利用、残高照会、利用履歴等のWAONの電子情報を処理することができる端末の総称であって、お客さまが管理するもの

第3条 イオンバンクカードの交付

1. イオンバンクカードは、当行が関連規定に従いお客さまに発行するものとし、当初WAONの利用可能残高は0円とします。
2. お客さまは、善良なる管理者の注意をもってイオンバンクカードを保管するものとします。

第4条 インターネットでのご利用

1. お客さまは、パーソナル・コンピュータを用いてインターネット上でWAONの利用等を行うことができます。
2. WAONをインターネット上でご利用いただくときは、お客さまは、お客さま自身の費用と負担によって利用者端末をご準備ください。
3. インターネットを用いたWAONサービスの内容、利用者端末のご準備の方法等については、当行およびWAONブランドオーナーのWAONサービスに係るホームページ等をご確認ください。
4. インターネットを用いたWAONサービスの提供時間は、WAONブランドオーナーが別に定めるところによります。

第5条 WAONのチャージ

1. お客さまがイオンバンクカードにチャージを希望されるときは、当行に対し、当行所定の方法により、お申込みください。なお、チャージ方法については、WAONサービスに係るホームページその他の説明書等をご参照ください。
2. WAONの1回のチャージ金額は49,000円を限度とし、チャージ後のWAONの利用可能残高は50,000円を上限とします。
3. チャージの完了およびチャージ後の利用可能残高は、チャージの操作を行ったWAON端末またはチャージ完了時に発行されたレシートに表示されますので、お客さまは、かかる表示をご確認いただくものとし、WAON端末に表示された時またはレシートが発行された時にお客さまから特段の申出がない限り、お客さまは、チャージの完了およびチャージ後の利用可能残高に誤りがないことをご確認いただいたものとします。
4. チャージの完了およびチャージ後の利用残高に誤りがないときは、チャージの取消はできません。
5. お客さまは、当行以外の他のWAON発行者との取引に変更することおよび当行以外の他のWAON発行者においてイオンバンクカードにチャージすることはできません。
6. イオンバンクカードにおける銀行チャージおよびオートチャージについては、前各項に定めるほか、別途規定されるイオン銀行WAONチャージ規定に従います。

第6条 WAONのチャージができない場合

1. お客さまは、次の場合、イオンバンクカードにチャージすることはできません。
 - (1)イオンバンクカードまたはWAONカードが破損しているとき。
 - (2)WAON端末（ただし、利用者端末を除きます。）の稼働時間外およびインターネットを用いたWAONサービス等の提供時間

- 外であるとき。
- (3) 停電、システム障害、WAON 端末の故障その他やむをえない事由があるとき。
- (4) お客さまが、本規定に違反し、または違反するおそれがあるとき。
- 2 前項に基づきお客さまがイオンバンクカードにチャージできないことによりお客さまに損害等が生じた場合であっても、WAON 事業者は、WAON 事業者が故意重過失がある場合を除きその責任を負いません。

第 7 条 利用可能残高の確認等

- 1 WAON の利用可能残高は、WAON の利用可能残高の表示機能を備えた WAON 端末その他当行所定の方法によりご確認ください。
- 2 お客さまが WAON カードを複数枚お持ちの場合、各カードの利用可能残高を 1 枚のカードに統合することはできません。
- 3 WAON のご利用履歴は、WAON の利用履歴の表示機能を備えた WAON 端末その他当行所定の方法によりご確認ください。各端末において表示される WAON のご利用履歴の範囲等については、当行が定めるところによります。

第 8 条 WAON のご利用

- 1 お客さまは、WAON 加盟店において、商品の購入、役務の提供その他の取引を行うに際し、WAON をその利用可能残高の範囲内で、当行および WAON 加盟店が定める方法により代金の支払にご利用いただけます。
- 2 WAON の利用可能残高が商品等の代金に満たない場合、不足額を現金または WAON 加盟店の指定する方法によりお支払いいただけます。ただし、インターネットを用いた WAON 利用の場合で、WAON の利用可能残高が商品等の代金に満たないときは、WAON をご利用いただくことができません。

第 9 条 WAON のご利用ができない場合

- 1 お客さまは、次の場合には、WAON をご利用いただくことができません。
- (1) イオンバンクカードが偽造もしくは変造され、または WAON が不正に作り出されたものであるとき。
- (2) イオンバンクカードが違法に取得されたものであるとき、違法に取得されたことを知りながら、もしくは知ることができる状態で取得したとき、または WAON が違法に保有されるに至ったものであるとき。
- (3) お客さまが、本規定または関連規定に違反し、または違反するおそれがあるとき。
- (4) お客さまの WAON 利用状況等に照らし、WAON のお客さまとして不相当と当行が判断したとき。
- (5) イオンバンクカードまたは WAON の破損、WAON 端末の故障、システム障害、停電、天災地変その他やむを得ない事由があるとき。
- (6) システムメンテナンス、システム管理会社の休業日または休業時間、その他システム上の理由により一時的に WAON の利用を停止するとき。
- 2 イオンバンクカードは、当該カードに記載されたお客さま以外のご利用できません。
- 3 前各項に基づきお客さまが WAON を利用できないことによりお客さまに損害等が生じた場合であっても、WAON 事業者は、WAON 事業者が故意重過失がある場合を除きその責任を負いません。

第 10 条 お客さまの遵守事項

- 1 お客さまは、WAON のご利用に際し、次の行為をすることができません。
- (1) 違法、不正または公序良俗に反する目的でイオンバンクカードまたは WAON を利用すること。
- (2) 営利の目的でイオンバンクカードまたは WAON を利用すること。
- (3) WAON に係るソフトウェア、ハードウェア、その他 WAON に係るシステム、イオンバンクカードまたは WAON について、これを破壊、分解、解析もしくは複製等を行いまはかかる行為に協力すること。
- (4) イオンバンクカードが偽造もしくは変造され、または WAON が不正に作り出されたものであるとき、もしくはその疑いがあるときに、これを利用すること。
- 2 お客さまは、前項各号の事実を知ったときは、当行に対して当行所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、イオンバンクカードを当行に返還していただきます。この場合、当該イオンバンクカードに記載された WAON は返還いたしません。

第 11 条 イオンバンクカードの破損等

- 1 お客さまは、イオンバンクカードを破損し、または磁気に近づけないようご注意ください。イオンバンクカードの破損、電磁

的影響その他の事由（以下「イオンバンクカードの破損等」といいます。）により WAON が破損または消失した場合、WAON 事業者は、WAON 事業者が故意重過失がある場合を除きその責任を負いません。

- 2 前項の場合において、イオンバンクカードの破損等がお客さまの事情によらないことが明らかであって、イオンバンクカード番号が判明したときは、お客さまは、当行所定の方法によりイオンバンクカードをご提出いただくことにより、当行からイオンバンクカードの再発行を受けることができます。この場合、当行所定の再発行手数料（1,100 円（税込））が生じる場合があります。
- 3 第 1 項の場合において、イオンバンクカードの破損等がお客さまの事情によらないことが明らかであって、当行所定の方法によりイオンバンクカードにおける WAON の未使用残高が判明したときは、お客さまは、当行が定めた期間内において、当行所定の方法により従前のイオンバンクカードまたは前項により再発行されたイオンバンクカードに当該未使用残高相当分のチャージを受けることができます。
- 4 当行以外の他のカード発行者および WAON 発行者は、第 2 項および第 3 項の取扱をいたしません。
- 5 第 2 項より当行がイオンバンクカードを再交付する場合、イオンバンクカードの図柄または機能について、従前のイオンバンクカードと異なる場合があります。また、従前のイオンバンクカードは、当行が回収させていただきます。

第 12 条 WAON の盗難・紛失

お客さまがイオンバンクカードを盗まれもしくは紛失され、またはこれらに準じて WAON の全部または一部の保有を失われた場合には、WAON 事業者は、その責任を負いません。ただし、お客さまがイオンバンクカードの盗難または紛失を当行にお届いただき、当行が所定の利用停止措置をとったときは、第 17 条に基づきカードを利用していた場合を除いて、お客さまは、当行が定めた期間内において、当行所定の方法により、新たに発行されたイオンバンクカードに利用停止措置完了時の残高でチャージを受けることができます。

第 13 条 WAON 加盟店との関係

- 1 お客さまが WAON をご利用された際に、万一、商品の購入、役務の提供その他の取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、WAON 加盟店との間で解決していただくものとし、当該 WAON 加盟店以外の WAON 事業者は、その責任を負いません。
- 2 前項の場合において、WAON 加盟店が返品に応じた場合、当行は、当行が定める方法により WAON 利用代金相当額をチャージします。ただし、WAON をチャージすることができない場合には、WAON 加盟店において、WAON 利用代金相当額を返金することがあります。

第 14 条 WAON 番号等の管理

お客さまは、WAON 番号、コード、暗証番号を他人に知られないように管理してください。

第 15 条 譲渡等の禁止

お客さまは、イオンバンクカードおよび WAON について、他人に貸与し、譲渡し、または質入れ等の担保に供することはできません。

第 16 条 払戻しの原則禁止

- 1 WAON は、第 13 条第 2 項ただし書、本条第 2 項および第 19 条第 2 項に定める場合を除き、払戻しできません。
- 2 お客さまは、次のいずれかに該当する場合、本条第 3 項から第 5 項までの規定に従い、WAON の払戻しを受けることができます。
- (1) 第 11 条第 3 項、第 12 条および第 17 条に定める場合において当行が相当と認めたとき
- (2) 法令等により WAON を払戻しすべきとき
- (3) 当行がやむを得ないと認める相当の事由があるとき
- 3 前項の場合、お客さまは、当行所定の方法でイオンバンクカードをご提出いただくことにより、WAON の未使用残高から当行が定める手数料を控除した金額について、払戻しを受けることができます。この場合、従前のイオンバンクカードは、当行が回収させていただきます。
- 4 WAON の未使用残高が判明しない場合には、当行は、払戻しの義務を負いません。
- 5 当行以外の他の WAON 発行者は、第 2 項の取扱をいたしません。

第 17 条 口座解約等

お客さまが関連規定に基づき普通預金口座を解約した場合またはイオンバンクカードの利用が停止された場合、関連規定の違反に

該当しない限り、お客さまは、WAONの残高が0になるまで当該カードをご利用いただき、WAONの残高が0になったときは、当該カードをお客さまの責任で切断の上破棄してください。

第18条 当行によるWAONサービスの解約

1 当行は、次のいずれかに該当したときは、お客さまに対して事前に通知または催告することなく、WAONサービスを解約することができます。

- (1)お客さまが本規定に違反したとき。
- (2)お客さまのWAON利用状況等に照らして、WAONのお客さまとして不相当と当行が判断したとき。

2 前項の場合、お客さまは、事後、イオンバンクカードおよびWAONを利用することができません。また、当行は、当行所定の方法により、イオンバンクカードを回収する場合があります。この場合、イオンバンクカードに記録されたWAONは返還いたしません。

第19条 当行によるWAONサービスの終了

1 当行は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等により、WAONサービスを終了させることがあります。

2 前項の場合、当行は、加盟店での掲示、ホームページへの掲載その他当行所定の方法により、WAONサービスを終了させる旨およびイオンバンクカードに記録されたWAONの払戻し方法について周知の措置をとります。この場合のWAONの払戻し手続については、第16条第3項および第5項の規定を準用します。

3 前項の場合、当行が定めた払戻し期間経過後は、払戻しを行いません。

4 WAONの未使用残高が判明しない場合には、当行は、払戻しの義務を負いません。

第20条 WAON事業者の責任

イオンバンクカードおよびWAONを利用することができなかったことによりお客さまに生じた損害等について、WAON事業者は故意または重過失がない限り、WAON事業者はその責任を負いません。なお、WAON事業者は故意または重過失がある場合であっても、WAON事業者は、逸失利益について損害賠償の責任を負いません。

第21条 取扱の変更

当行は、本規定について、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行は、その効力発生時期を定め、本規定を変更する旨、変更後の本規定の内容およびその効力発生時期を、当行ホームページへの掲示、その他適切な方法により周知し、効力発生時期以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

第22条 専属的合意管轄裁判所

お客さまは、本規定に関してお客さまと当行との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、他の裁判所に申立てをしないことに合意します。

第23条 ご相談窓口

WAONサービス、イオンバンクカード、WAONまたは本規定に関するご質問またはご相談は、WAONサービスに係るホームページをご参照いただくほか、イオンバンクカード券面に表示するご相談窓口までご連絡ください。

以上

イオン銀行 WAON チャージ規定

第1章 総則

第1条 本規定の効力

- 1 本規定は、次条に定義するイオンバンクカードの交付を受けたお客さまがWAONを利用する際に適用されます。
- 2 本規定は、株式会社イオン銀行（以下「当行」といいます。）にかかる取引規定、キャッシュカード規定、その他イオンバンクカードに関連する諸規定、イオン銀行WAON利用規定（以下総称して「関連規定」といいます。）の特約であり、関連規定の定めと本規定の定めが異なる場合には、本規定の定めが優先して適用されます。

第2条 定義

- 1 本規定において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

7

- (1)イオンバンクカード、当行の総合口座に係るキャッシュカードの機能とWAONの機能が一体となったWAONカード
- (2)銀行チャージ、お客さまが当行所定の現金自動入出金機（以下「ATM」といいます。）またはWAONブランドオーナーのWAONサービスに係るホームページを利用してイオンバンクカードを用いてお客さまの指定した金額を普通預金口座から引出すとともに当該金員をイオンバンクカードにチャージすること
- (3)オートチャージ、お客さまがあらかじめ希望することにより、イオンバンクカードの利用に際し、WAON利用後のWAON残高がお客さまの設定金額（以下「実行判定額」といいます。）未満となるときに、お客さまの設定した金額（以下「入金実行額」といいます。）が自動的にお客さまの普通預金口座から引落とされ、イオンバンクカードにチャージされること

2. 前項に定めるもののほか、本規定における用語の定義は、関連規定において定義する意味を有するものとします。

第2章 銀行チャージ

第3条 銀行チャージの利用方法等

1. お客さまは、あらかじめ特段のお申込みをすることなく、銀行チャージを行うことができます。
2. 銀行チャージを行うことができるATMおよび銀行チャージの利用時間は、当行が別途定めるものとします。
3. 前項の他、銀行チャージを含むインターネットを用いたWAONサービス等の提供時間は、WAONブランドオーナーが別途定めるところによります。
4. お客さまがATMによる銀行チャージを行うときは、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにイオンバンクカードを接触させ、届出の暗証番号およびチャージ金額を正確に入力してください。
5. お客さまがインターネットを用いた銀行チャージを行うときは、WAONブランドオーナーのWAONサービスに係るホームページの操作手順に従って、WAON番号、コードを入力のうち専用ページにログインし、利用者端末にイオンバンクカードを接触させ、届出の暗証番号およびチャージ金額を正確に入力してください。
6. お客さまは、チャージ後のWAON残高がWAON利用可能残高の上限金額を超えない範囲内において銀行チャージを行うことができます。ただし、定期預金を担保とする当座貸越のご利用をお申出いただいているお客さまでも、当座貸越による銀行チャージは実施されません。
7. 銀行チャージ実施時における預金払戻請求書の提出は省略します。
8. 銀行チャージは、ATM等を利用したイオンバンクカードによる普通預金の引出として取り扱うものとし、当該預金の引出にかかると手続、手数料その他の事項については、当行の関連規定に従うものとします。

第3章 オートチャージ

第4条 オートチャージの利用方法等

1. オートチャージを希望されるお客さまは、当行所定の方法により、当行にお申込みください。
2. お客さまは、実行判定額および入金実行額の新規設定および変更ならびにオートチャージの利用停止を行う場合には、当該機能を有するWAON端末またはWAONブランドオーナーのWAONサービスに係るホームページにより行うこととします。なお、実行判定額および入金実行額は49,000円を限度として（ただし、実行判定額と入金実行額の合計額がWAON利用可能残高の上限金額を超えることはできません。）、それぞれ1,000円単位で当行所定のWAON端末またはWAONブランドオーナーのWAONサービスに係るホームページで設定または変更ができるものとします。
3. オートチャージ実施時における預金払戻請求書の提出は省略します。なお、オートチャージにかかるサービスは、当行およびWAON加盟店が認めた場合を除き、お客さまによる正当な利用として取り扱うこととします。
4. オートチャージは、普通預金の引落ととして取り扱うものとし、当該預金の引落としにかかる手続、手数料その他の事項については、当行の関連規定に従うものとします。

第5条 オートチャージに係る制限事項等

1. オートチャージは、オートチャージ機能を有するWAON端末において、1日1回かつ1取引1回に限り実施されます。
2. オートチャージ実施後のWAON残高が商品、役務その他の

8

お取引の代金に満たない場合であっても、一旦実施したオートチャージの取消しはできないものとします。

3. チャージ後の WAON 残高が WAON 利用可能残高の上限金額を超えることとなるときは、当該上限金額の範囲内においてオートチャージが実施されます。
4. オートチャージの実施を判定する際に、お客様の普通預金口座の残高が入金実行額未満であった場合は、オートチャージは一切実施されません。また、定期預金を担保とする当座貸越のご利用をお申出いただいているお客さまでも、当座貸越によるオートチャージは実施されません。

第4章 その他

第6条 盗難・紛失

利用者がイオンバンクカードを盗まれ若しくは紛失された場合、直ちに当行にお届出ください。この場合、当行および WAON 事業者は銀行チャージおよびオートチャージの停止措置をとります。

第7条 免責事項

1. 前条に基づく銀行チャージおよびオートチャージの停止措置までに銀行チャージまたはオートチャージによりお客さまの普通預金口座から引出または引落としがなされた金額については、当行および WAON 事業者は、その責任を負わないこととします。
2. 銀行チャージまたはオートチャージが実施できないことによりお客さまに生じる不利益、損害については、当行および WAON 事業者は、当行または WAON 事業者が故意重過失がない限りにおいて、その責任を負わないこととします。

第8条 銀行チャージまたはオートチャージの停止

当行または WAON ブランドオーナーが必要と認めた場合には、何らの通知催告なくして、銀行チャージまたはオートチャージにかかるサービスの全部または一部を停止することがあります。

第9条 規定の変更

当行は、本規定について、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行は、その効力発生時期を定め、本規定を変更する旨および変更後の本規定の内容ならびにその効力発生時期を当行ホームページへの掲示、その他適切な方法により周知し、効力発生時期以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

イオン銀行 WAON ポイント規定

第1条 目的

- 1 本規定は、次条に定義する WAON ポイントに係るサービスについて規定するもので、当行は、本規定に従って WAON ポイントに係るサービスを提供します。なお、イオンマーケティング株式会社（以下「WAON POINT 発行者」といいます。）が管理運営する WAON POINT サービスに係る WAON POINT 加盟店で WAON を利用した場合に付与される WAON POINT については WAON POINT 発行者が定める WAON POINT サービス規約が適用されます。WAON POINT サービス規約については <https://www.smartwaon.com/pc/#/point/terms> にてご確認ください。
- 2 本規定に別段の定めがない事項については、次条に定義する「イオン銀行 WAON 利用規定」が適用されるものとします。

第2条 定義

- 1 本規定において使用する用語の定義は、次のとおりとします。
 - (1) WAON ポイント WAON の利用に付随して当行からお客さまに付与される電子情報であって、本規定に基づきお客さまが WAON に交換することおよび当行所定のサービスを受けることができるもの
 - (2) 提携ポイント WAON 以外の他の取引において付与された電子情報であって、本規定に基づきお客さまが WAON ポイントと交換することができるものとして当行が指定するもの
 - (3) WAON ポイント対象取引 お客さまがイオン銀行 WAON 利用規定に従って WAON を利用した場合に、本規定に従って WAON ポイントが付与される当行所定の取引
 - (4) イオン銀行 WAON 利用規定 WAON ポイントが蓄積されるイオンバンクカードに係るイオン銀行 WAON 利用規定およびこれに付随する規定の総称
- 2 前項に定めるもののほか、本規定における用語の定義は、イ

オン銀行 WAON 利用規定において定義する意味を有するものとし、

第3条 ポイントの付与

- 1 お客さまが WAON ポイント対象取引を行った場合、当行は、お客さまに対して、当行所定の WAON ポイントを付与します。なお、当行が WAON ポイントを付与しないものとして指定した商品、役務その他の取引および WAON ポイント対象取引に対して WAON POINT 発行者が WAON POINT を付与した場合には、WAON ポイントは付与しません。
- 2 お客さまは、当行および提携ポイント発行者が定める方法により、提携ポイントを WAON ポイントに交換することにより、WAON ポイントを加算することができます。
- 3 WAON ポイント対象取引、付与される WAON ポイント、WAON ポイント付与に係る条件、提携ポイントとの交換率および提携ポイントとの交換条件等は、当行が定めるところにより、お客さまに事前に通知することなく変更することがあります。

第4条 ポイントの付与ができない場合

- 1 次の場合、前条に基づく WAON ポイントの付与および提携ポイントの交換はできません。
 - (1) イオンバンクカードまたは WAON が破損しているとき。
 - (2) WAON 端末（ただし、利用者端末を除きます。）の稼働時間外およびインターネットを用いた WAON サービス等の提供時間外であるとき。
 - (3) 停電、システム障害、WAON 端末の故障その他やむをえない事由があるとき。
 - (4) お客さまが、本規定またはイオン銀行 WAON 利用規定に違反し、もしくは違反するおそれがあるとき。
- 2 前項に基づき WAON ポイントの付与または提携ポイントの交換ができないことによりお客さまに損害等が生じた場合であっても、当行は、当行に故意重過失がある場合を除き、その責任を負いません。

第5条 WAON ポイント残高の確認等

- 1 WAON ポイントの残高は、WAON ポイント残高の表示機能を備えた WAON 端末、WAON ブランドオーナーの WAON サービスに係るホームページその他当行所定の方法によりご確認ください。ただ、お客さまが WAON カードを複数枚お持ちの場合、各カードの WAON ポイント残高を1枚のカードに統合することはできません。
- 3 WAON ポイントの履歴は、WAON ポイント履歴の表示機能を備えた WAON 端末、WAON ブランドオーナーの WAON サービスに係るホームページその他当行所定の方法によりご確認ください。各端末およびホームページにおいて表示される WAON ポイントの履歴の範囲等については、当行および WAON ブランドオーナーが定めるところによります。

第6条 WAON ポイントの利用

- 1 お客さまは、WAON ポイントが当行所定のポイントに達した場合、当行所定の方法により、WAON ポイントを WAON に交換することができます。
- 2 前項に基づきお客さまが WAON ポイントを WAON に交換する場合、1 ポイントあたり 1 円として、1 ポイント単位で交換することができます。
- 3 前各項に基づきお客さまが WAON ポイントを WAON に交換する場合、イオンフィナンシャルサービス株式会社が当行に代わってその事務を代行します。
- 4 お客さまは、次の各号に定める場合、第1項に基づくポイントの交換はできません。これによりお客さまに損害等が生じた場合であっても、WAON 事業者は、WAON 事業者が故意重過失がある場合を除きその責任を負いません。
 - (1) イオン銀行 WAON 利用規定に基づき WAON が利用できないとき。
 - (2) お客さまが、本規定に違反し、または違反するおそれがあるとき。
 - (3) WAON ポイント交換後の WAON が当該イオンバンクカードの利用可能残高の上限金額を超えるとき。
- 5 お客さまが WAON カードを複数枚お持ちの場合、WAON ポイントが蓄積されたカード以外の他のカードの WAON には交換できません。
- 6 前各項に定める場合のほか、お客さまは、クーポン、割引券または提携ポイントへの交換等、WAON ポイントを利用した当行所定のサービスを受けることができます。当該サービスの内容

および開始時期等については、当行所定の方法によりご案内させていただきます。

第7条 商品返品時のポイント処理

- 1 お客さまがWAONを利用して取引を行った商品等を返品した場合、当該取引を行ったときに第3条に従って付与されたWAONポイントは減算されます。
- 2 前項に従い、ポイント残高が減算された場合、お客さまは、当行に対して現金にて減算分に相当する金額をご精算いただきます。

第8条 WAONポイントの盗難・紛失等

イオンバンクカードの盗難、紛失、破損、電磁的影響その他事由により、WAONポイントの全部または一部の保有を失われた場合には、WAON事業者は、その責任を負いません。

第9条 WAONポイントの有効期限等

- 1 お客さまが初めてイオンバンクカードにチャージした日から1年経過後の月末までを初年度とし、2年目以降は、前年度末の翌日から1年間で各年度とします。
- 2 各年度中に付与または加算されたWAONポイントの有効期限は、次年度の末日までとします。
- 3 前項に定める有効期限が経過したWAONポイントは消滅し、以後、当該WAONポイントのご利用はできません。
- 4 イオン銀行WAON利用規定に従ってWAONサービスが解約その他の理由により終了した場合、当該イオンバンクカードに係るWAONポイントは消滅します。

第10条 譲渡等の禁止

お客さまは、WAONポイントについて、他人に貸与し、譲渡し、または質入れ等の担保に供することはできません。

第11条 換金の禁止

WAONポイントは、現金との引換えはできません。

第12条 WAON事業者の責任

- 1 WAON事業者は、WAON事業者に故意重過失がある場合を除きWAONポイントに関してお客さまに生じた損害等について、責任を負いません。
- 2 ポイントの取得、保有、利用または交換等に伴い、公租公課その他の費用が発生する場合には、お客さまにこれを負担していただきます。

第13条 WAONポイントの終了

- 1 当行は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等により、WAONポイントに係るサービスを終了させることがあります。
- 2 前項の場合、当行は、当行所定の方法により、WAONポイントに係るサービスを終了させることについて周知の措置をとります。

第14条 取扱いの変更

当行は、本規定について、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行は、その効力発生時期を定め、本規定を変更する旨、変更後の本規定の内容およびその効力発生時期を、当行ホームページへの掲示、その他適切な方法により周知し、効力発生時期以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

第15条 ポイントサービスに関するご案内

WAONポイントに関する事項は、WAONサービスに係るホームページ、WAON加盟店における掲示等の方法でご案内しているものもありますので、本規定とあわせてご参照ください。

以上

〈カード発行会社〉

株式会社イオン銀行

【お問い合わせ】

イオンカードコールセンター(受付時間 9:00~18:00 年中無休)

☎ 0570-071-090(ナビダイヤル:有料)

または 043-296-6200(有料)

●お買物についてのお問い合わせ、ご相談は、カードをご利用された店舗にご連絡ください。

本規約に同意されない場合は、カードご利用開始前にカードにハサミを入れ、その旨をご記入頂き、当行宛にご返却下さいますようお願い致します。